

令和元年度 特定項目監査

「区施設における

減災・防災対策について」





東京都板橋区監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条  
第9項の規定により、令和元年度特定項目監査の結果  
を別紙のとおり公表する。

令和2年3月30日

東京都板橋区監査委員

菊地裕之

同

吉田伸江

同

小林おとみ

同

杉田ひろし

# 第1 監査実施概要

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査

## 2 監査テーマ

「区施設における減災・防災対策について」

## 3 監査テーマ設定の趣旨

区施設は、不特定多数の人が利用するため、災害時・緊急時に際し、様々な対応が求められている。

火災や地震等の災害発生時に、施設利用者の十分な安全を確保し、被害の拡大防止を図るためには、初動体制の整備や職員の危機管理意識の向上等、日頃からの準備が大切であり、不測の事態が発生した時に少しでも被害を食い止める対応がなされる必要がある。

そのため、今年度は「区施設における減災・防災対策について」を監査のテーマとし、区施設利用者に対する安全は確保されているか、施設の設備管理は適切に行われているか、また、災害の備えは十分に図られているか等について検証を行った。

## 4 監査の着眼点

- (1) 来庁者に対する安全は確保されているか。
- (2) 施設の設備管理は適切に行われているか。また災害の備えは十分に図られているか。
- (3) 指定管理者等が管理する施設において、事業者に対する指導・監督は適切に行われているか。

## 5 監査対象及び監査方法

- (1) 監査対象の課、施設の一部に対し、調書の提出を求め、定期監査の際に監

査委員が聴取・実地監査を行った。

(全 122 施設 資料 1 「特定項目監査対象施設一覧」参照)

- (2) 令和 2 年 1 月 31 日 (金) 危機管理室防災危機管理課及び地域防災支援課に  
対し、聴取を行った。

## **6 監査実施期間**

平成 31 年 4 月 1 日 (月) から令和 2 年 3 月 30 日 (月) まで

## 第2 監査結果

### 1 来庁者に対する安全は確保されているか。

#### (1) 転倒防止・落下防止対策

今回監査対象としたすべての区施設（122 施設）は、「物品の転倒防止・落下防止対策を講じている」としている。しかし、実地監査を行ったところ、以下のとおり対策が講じられていない施設が複数見受けられた。

- ・書棚等、転倒防止対策を行っていない。
- ・ガラス飛散防止フィルムが貼られていない。
- ・高い位置に重い物品等が保管されており、落下の危険性がある。
- ・収納棚の扉にストッパーがなく、収納物が飛び出す危険性がある。

#### (2) 避難経路の確保、整理整頓

「通路や廊下、非常階段等に障害物がなく、避難経路が確保されているか」「共用スペースや事務室内などは災害発生時に危険がないように整理されているか」については、すべての施設が「対応している」としている。

しかし、実地監査を行ったところ、「収納スペースが確保できない」との理由で廊下や階段に物品が置かれている状況が見受けられた。

#### (3) 防災訓練

「過去1年間に防災訓練を行ったか」については、120 施設が年1回以上の防災訓練を実施していた。しかし、2 施設では訓練が実施されていなかった。理由は、「業務と防災訓練の時間調整が困難なためマニュアルの確認にとどまっている」「少人数職場で区民利用がないため訓練をしなかった」との回答であった。

防災訓練の参加者については、「職員だけの訓練」が最も多く、次に「児童生徒及び保護者との合同訓練」であった。「町会など地元住民との合同訓練」と「施設利用者や委託事業者等との合同訓練」を行っているのは、3割未満

であった。

学校・幼稚園・保育園では、教育課程・保育課程で位置づけられている避難訓練を毎月実施している。訓練内容は、火災・地震・水害・不審者等、様々な事態を想定し、保護者参加の訓練も併せて実施している。

また、非常時の通報訓練は、「放送設備等を使用してアナウンスをする」が多く、「職員がメガホン等で施設内に呼びかけ回る」「教員同士がトランシーバーで連絡をとる」であった。障がい者や要支援児、外国人に対する情報伝達は、施設により取組状況に差があった。

---

#### 【意見】

- 施設内の転倒防止・落下防止対策では、総点検を行い、来庁者及び職員の安全、避難経路の確保を徹底する必要がある。
- 防災訓練は、職員だけでなく、各施設利用者や清掃等委託事業者の協力を得て、計画的・定期的に実施することが望ましい。
- 障がい者や要支援児、外国人の安全を確保するための災害時の情報伝達の方法及び避難手順等について、検討する必要がある。

## 2 施設の設備管理は適切に行われているか。また災害の備えは十分に図られているか。

### (1) 防火管理者、設備点検

消防法第8条の規定による防火管理者の設置状況は、表1のとおりであった。

表1 防火管理者設置状況

区分	施設数	割合
設置している	107	87.7%
設置していない	0	0%
複合施設のため、他部署が対象	15	12.3%

消防設備点検は、すべての施設が行っており、点検結果は所管課に報告されていた。しかし、実地監査を行ったところ、「火災報知器の発報場所の特定ができない」施設があった。

複合施設内の防災に関する役割分担については、「明確にしている」との回答が多くあったが、各施設間での打合せや情報共有が定期的に行われていない施設や、構造上、施設間の行き来ができず、非常放送が届かない施設も見受けられた。

### (2) 備蓄物資

施設における備蓄物資（利用者分）の状況を確認したところ、板橋区地域防災計画上の避難所には、危機管理室が備蓄物資を配備しているが、避難所以外の健康福祉センターや区民事務所、地域センター、区立幼稚園などには、備蓄物資がなかった。

一方、あいキッズや保育園などは、児童が帰宅困難になった場合を想定し、児童1日分程度の食糧を備えている施設も複数見受けられた。



<良い取組事例>

- ◇ 災害時に慌てないためのチェックリストや、写真や図解を用いた独自のマニュアルを作成している。(向台保育園)
- ◇ 上履きを履かない保育園では、玄関以外から外に避難する場合を想定し、子どもたちの靴置き場を複数か所設けている。(高島平すみれ保育園)
- ◇ 複数の区立保育園で、要支援児対応が担任以外でも可能なように、園児ごとの「アクションカード」を作成する取組が見受けられた。

---

**【意見】**

- 各施設では、施設点検のチェックリストやマニュアルを作成・共有し、職員の防災意識を高める必要がある。
- 複合施設内の各責任者は、日頃から、災害時の対応について情報交換を緊密に行う必要がある。
- 各施設は、施設利用者の状況に応じた物資の備蓄について検討する必要がある。

### 3 指定管理者等が管理する施設において、事業者に対する指導・監督は適切に行われているか。

#### (1) 指定管理者、委託事業者（資料2「指定管理者等施設一覧」参照）

指定管理者や委託事業者を所管する課に対し、「事業者の防災対策について定期的に指導・監督し、施設の状況を把握しているか」を確認したところ、すべての課が「把握している」とし、すべての施設でマニュアルを作成していた。

防災マニュアル作成主体については、表2のとおりである。

表2 防災マニュアル作成主体

区分	施設数	割合
区が作成している	55	45.4%
事業者が作成している	60	49.6%
区と事業者で共同作成している	6	5.0%

事業者が作成するマニュアル内容に対して、指導助言している所管課は少なかった。事業者と締結している基本協定書や委託仕様書を確認したところ、災害時のリスク分担については「別途協議」との記述が多く、具体的な記述は見受けられなかった。

#### (2) 事業者が運営に携わる施設の实地監査

（あいキッズ20施設、地域センター9施設、集会所8施設、いこいの家6施設、児童館9施設）

实地監査を行ったところ、集会所やいこいの家では、転倒防止・落下防止対策が不十分な施設が見受けられた。防止対策については、所管課が行うべきか、事業者が行うべきか協定書や委託仕様書上不明確なものが見受けられた。

また、あいキッズのように同種の施設でも事業者が異なると、災害時の備蓄への取組が施設によって異なっていた。

「所管課は事業者が実施する防災訓練に参加しているか」について確認したところ、参加していないとの回答が多かった。

---

#### 【意見】

- 所管課が事業者と協定または契約を締結する際は、施設の減災・防災対策に関する具体的な事項についても協議することが必要である。
- 所管課は、指定管理施設や委託施設の実態を把握し、事業者との連携を深め、現場に即した防災マニュアルや防災体制を構築する必要がある。

### 第3 総括意見

火災や地震、集中豪雨等の発生に備え、区施設内の来庁者や利用者の安全を確保するとともに、施設の設備の安全性に万全の備えを行うことは、区の責務である。

以上のことを踏まえて、総括意見を述べる。

すべての施設に共通した安全対策が講じられるとともに、各施設の特徴や利用者の状況に即した減災・防災対策を検討することが重要である。

殊に、高齢者、障がい者や子どもなど、災害時の避難に支援を要する利用者が多い施設においては、特段の配慮が求められる。

また、外国人の避難誘導には、やさしい日本語、または多言語による案内について早急に準備する必要がある。

指定管理者や委託事業者によって管理運営されている施設にあっては、災害時等の対応や防災訓練の実施、備蓄品の準備など、具体的な事項について、あらかじめ文書により合意し、担当部署による指導監督を徹底することが望ましい。

施設の管理運営については、事業者任せきりにすることなく、適宜、所管課のチェックが行われることが必要である。

なお、風水害を想定した対応について、特にハザードマップにおいて浸水被害が想定される施設の災害対応マニュアルの整備については、危機管理室を中心として、早急な対策を講じられるよう求める。

特定項目監査対象施設一覧

資料 1

No.	施設名	施設を管理又は所管する所属	運営主体		No.	施設名	施設を管理又は所管する所属	運営主体	
			直営	その他				直営	その他
1	本庁舎	庁舎管理・契約課	●		62	新河岸保育園	保育サービス課	●	
2	公文書館	区政情報課	●		63	南前野保育園	保育サービス課	●	
3	板橋地域センター	地域振興課	●		64	紅梅保育園	保育サービス課	●	
4	仲宿地域センター	地域振興課	●		65	高島平つくし保育園	保育サービス課	●	
5	富士見地域センター	地域振興課	●		66	高島平すみれ保育園	保育サービス課	●	
6	常盤台地域センター	地域振興課	●		67	高島平けやき保育園	保育サービス課	●	
7	志村坂上地域センター	地域振興課	●		68	にりんそう保育園	保育サービス課		●
8	蓮根地域センター	地域振興課	●		69	子ども家庭支援センター		●	
9	舟渡地域センター	地域振興課	●		70	板橋東清掃事務所		●	
10	下赤塚地域センター	地域振興課	●		71	板橋西清掃事務所		●	
11	徳丸地域センター	地域振興課	●		72	板橋土木事務所	工事課	●	
12	志村コミュニティホール	地域振興課	●		73	南部公園事務所	みどり公園課	●	
13	ロータスホール	地域振興課	●		74	中台小学校		●	
14	舟渡ホール	地域振興課	●		75	富士見台小学校		●	
15	きたのホール	地域振興課	●		76	志村坂下小学校		●	
16	下板橋駅前集会所	地域振興課		●	77	北前野小学校		●	
17	仲宿集会所	地域振興課		●	78	若木小学校		●	
18	大和集会所	地域振興課		●	79	板橋第一小学校		●	
19	常盤台集会所	地域振興課		●	80	板橋第四小学校		●	
20	小豆沢集会所	地域振興課		●	81	板橋第五小学校		●	
21	蓮根集会所	地域振興課		●	82	板橋第六小学校		●	
22	下赤塚駅前集会所	地域振興課		●	83	板橋第八小学校		●	
23	徳丸ヶ丘公園内集会所	地域振興課		●	84	金沢小学校		●	
24	志村坂上区民事務所	戸籍住民課	●		85	上板橋第二小学校		●	
25	蓮根区民事務所	戸籍住民課	●		86	常盤台小学校		●	
26	下赤塚区民事務所	戸籍住民課	●		87	桜川小学校		●	
27	美術館	文化・国際交流課	●		88	赤塚小学校		●	
28	いたばし観光センター	くらしと観光課	●		89	赤塚新町小学校		●	
29	赤塚支所		●		90	北野小学校		●	
30	西台いこいの家	長寿社会推進課		●	91	徳丸小学校		●	
31	桜川いこいの家	長寿社会推進課		●	92	三園小学校		●	
32	仲宿いこいの家	長寿社会推進課		●	93	高島第二小学校		●	
33	清水いこいの家	長寿社会推進課		●	94	加賀中学校		●	
34	大和いこいの家	長寿社会推進課		●	95	志村第五中学校		●	
35	赤塚いこいの家	長寿社会推進課		●	96	西台中学校		●	
36	板橋健康福祉センター		●		97	桜川中学校		●	
37	上板橋健康福祉センター		●		98	高島第一中学校		●	
38	赤塚健康福祉センター		●		99	高島第二中学校		●	
39	志村健康福祉センター		●		100	高島幼稚園	学務課	●	
40	高島平健康福祉センター		●		101	大原生涯学習センター	生涯学習課	●	
41	おとしより保健福祉センター		●		102	中台小あいキッズ	地域教育力推進課		●
42	板橋福祉事務所		●		103	富士見台小あいキッズ	地域教育力推進課		●
43	赤塚福祉事務所		●		104	志村坂下小あいキッズ	地域教育力推進課		●
44	志村福祉事務所		●		105	北前野小あいキッズ	地域教育力推進課		●
45	蓮根児童館	子ども政策課	●		106	若木小あいキッズ	地域教育力推進課		●
46	東新児童館	子ども政策課	●		107	板橋第一小あいキッズ	地域教育力推進課		●
47	南前野児童館	子ども政策課	●		108	板橋第四小あいキッズ	地域教育力推進課		●
48	紅梅児童館	子ども政策課	●		109	板橋第五小あいキッズ	地域教育力推進課		●
49	氷川児童館	子ども政策課	●		110	板橋第六小あいキッズ	地域教育力推進課		●
50	南板橋児童館	子ども政策課	●		111	板橋第八小あいキッズ	地域教育力推進課		●
51	高島平児童館	子ども政策課	●		112	金沢小あいキッズ	地域教育力推進課		●
52	しらさぎ児童館	子ども政策課	●		113	上板橋第二小あいキッズ	地域教育力推進課		●
53	なります児童館	子ども政策課	●		114	常盤台小あいキッズ	地域教育力推進課		●
54	仲宿保育園	保育サービス課	●		115	桜川小あいキッズ	地域教育力推進課		●
55	赤塚保育園	保育サービス課	●		116	赤塚小あいキッズ	地域教育力推進課		●
56	向台保育園	保育サービス課	●		117	赤塚新町小あいキッズ	地域教育力推進課		●
57	みなみ保育園	保育サービス課	●		118	北野小あいキッズ	地域教育力推進課		●
58	ときわ台保育園	保育サービス課	●		119	徳丸小あいキッズ	地域教育力推進課		●
59	蓮根保育園	保育サービス課	●		120	三園小あいキッズ	地域教育力推進課		●
60	東新保育園	保育サービス課	●		121	高島第二小あいキッズ	地域教育力推進課		●
61	若木保育園	保育サービス課	●		122	中央図書館		●	

※ 令和元年度の対象施設である。

### 指定管理者等施設一覧

資料 2

No.	指定管理施設	施設を管理又は所管する所属	委託	指定管理	No.	指定管理施設	施設を管理又は所管する所属	委託	指定管理
1	旧高島第七小学校	政策企画課	●		(62)	南前野児童館	子ども政策課	●	
2	旧板橋第九小学校	政策企画課	●		(63)	紅梅児童館	子ども政策課	●	
(3)	板橋地域センター	地域振興課	●		(64)	水川児童館	子ども政策課	●	
(4)	仲宿地域センター	地域振興課	●		(65)	南板橋児童館	子ども政策課	●	
(5)	富士見地域センター	地域振興課	●		(66)	高島平児童館	子ども政策課	●	
(6)	常盤台地域センター	地域振興課	●		(67)	しらさぎ児童館	子ども政策課	●	
(7)	志村坂上地域センター	地域振興課	●		(68)	なります児童館	子ども政策課	●	
(8)	蓮根地域センター	地域振興課	●		69	こぶし保育園	保育サービス課		●
(9)	舟渡地域センター	地域振興課	●		(70)	にりんそう保育園	保育サービス課	●	
(10)	下赤塚地域センター	地域振興課	●		71	エコポリスセンター	環境政策課		●
(11)	徳丸地域センター	地域振興課	●		72	熱帯環境植物館	環境政策課		●
(12)	下板橋駅前集会所	地域振興課	●		73	リサイクルプラザ(ブラザゾーン)	資源循環推進課		●
(13)	仲宿集会所	地域振興課	●		74	リサイクルプラザ(処理ゾーン)	資源循環推進課	●	
(14)	大和集会所	地域振興課	●		75	区営住宅(常盤台四丁目第2アパート)	住宅政策課		●
(15)	常盤台集会所	地域振興課	●		76	区営住宅(徳丸一丁目アパート)	住宅政策課		●
(16)	小豆沢集会所	地域振興課	●		77	区営住宅(赤塚三丁目アパート)	住宅政策課		●
(17)	蓮根集会所	地域振興課	●		78	区営住宅(徳丸二丁目第2アパート)	住宅政策課		●
(18)	下赤塚駅前集会所	地域振興課	●		79	区営住宅(舟渡二丁目第3アパート)	住宅政策課		●
(19)	徳丸ヶ丘公園内集会所	地域振興課	●		80	区営住宅(南常盤台二丁目アパート)	住宅政策課		●
20	文化会館	文化・国際交流課		●	81	区営住宅(高島平七丁目アパート)	住宅政策課		●
21	グリーンホール	文化・国際交流課		●	82	区営住宅(舟渡一丁目第2アパート)	住宅政策課		●
22	成増アートギャラリー	文化・国際交流課		●	83	区営住宅(西台三丁目アパート)	住宅政策課		●
23	小豆沢体育館	スポーツ振興課		●	84	区営住宅(前野町三丁目第2アパート)	住宅政策課		●
24	赤塚体育館	スポーツ振興課		●	85	改良住宅(やよい住宅)	住宅政策課		●
25	東板橋体育館	スポーツ振興課		●	86	改良住宅(かみちよう住宅一号館)	住宅政策課		●
26	上板橋体育館	スポーツ振興課		●	87	改良住宅(かみちよう住宅二号館・三号館)	住宅政策課		●
27	高島平温水プール	スポーツ振興課		●	88	榛名林間学園	生涯学習課		●
28	企業活性化センター	産業振興課		●	89	少年自然の家八ヶ岳荘	生涯学習課		●
(29)	西台いこいの家	長寿社会推進課	●		90	教育科学館	生涯学習課		●
(30)	桜川いこいの家	長寿社会推進課	●		91	郷土芸能伝承館	生涯学習課		●
(31)	仲宿いこいの家	長寿社会推進課	●		(92)	中台小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
(32)	清水いこいの家	長寿社会推進課	●		(93)	富士見台小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
(33)	大和いこいの家	長寿社会推進課	●		(94)	志村坂下小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
(34)	赤塚いこいの家	長寿社会推進課	●		(95)	北前野小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
35	仲町ふれあい館	長寿社会推進課		●	(96)	若木小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
36	中台ふれあい館	長寿社会推進課		●	(97)	板橋第一小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
37	徳丸ふれあい館	長寿社会推進課		●	(98)	板橋第四小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
38	志村ふれあい館	長寿社会推進課		●	(99)	板橋第五小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
39	高島平ふれあい館	長寿社会推進課		●	(100)	板橋第六小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
40	シニア学習プラザ	長寿社会推進課		●	(101)	板橋第八小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
41	特別養護老人ホームみどりの苑	介護保険課		●	(102)	金沢小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
42	特別養護老人ホームいづみの苑	介護保険課		●	(103)	上板橋第二小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
43	徳丸高齢者在宅サービスセンター	介護保険課		●	(104)	常盤台小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
44	仲町高齢者在宅サービスセンター	介護保険課		●	(105)	桜川小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
45	成増高齢者在宅サービスセンター	介護保険課		●	(106)	赤塚小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
46	西台高齢者在宅サービスセンター	介護保険課		●	(107)	赤塚新町小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
47	蓮根高齢者在宅サービスセンター	介護保険課		●	(108)	北野小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
48	前野高齢者在宅サービスセンター	介護保険課		●	(109)	徳丸小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
49	障がい者福祉センター	障がい者福祉課		●	(110)	三園小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
50	加賀福祉園	障がい者福祉課		●	(111)	高島第二小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
51	小茂根福祉園	障がい者福祉課		●	112	赤塚図書館	中央図書館		●
52	赤塚福祉園	障がい者福祉課		●	113	清水図書館	中央図書館		●
53	徳丸福祉園	障がい者福祉課		●	114	蓮根図書館	中央図書館		●
54	高島平福祉園	障がい者福祉課		●	115	水川図書館	中央図書館		●
55	蓮根福祉園	障がい者福祉課		●	116	高島平図書館	中央図書館		●
56	前野福祉園	障がい者福祉課		●	117	東板橋図書館	中央図書館		●
57	小豆沢福祉園	障がい者福祉課		●	118	小茂根図書館	中央図書館		●
58	三園福祉園	障がい者福祉課		●	119	西台図書館	中央図書館		●
59	母子生活支援施設	子ども政策課		●	120	志村図書館	中央図書館		●
(60)	蓮根児童館	子ども政策課	●		121	成増図書館	中央図書館		●
(61)	東新児童館	子ども政策課	●						

※ 令和元年度の対象施設である。

※ ○付き数字は、実地監査を行った施設である。

令和元年度 特定項目監査結果報告書  
「区施設における減災・防災対策について」  
(令和2年3月発行)

刊行物番号
-------

3 1 - 1 3 3
-------------

発行 板橋区監査委員事務局  
住所 板橋区板橋二丁目66番1号  
電話 03-3579-2662

再生紙を使用しています